

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		特例特定障害者特別給付費の支給決定
根拠条例・規則等名		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
条 項		第35条第1項
所 管 部 課		福祉局 障害福祉部 障害福祉課 (電話：048-829-1305)
審 査 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第34条で定める特定障害者に対し、次に掲げる場合において、厚生労働大臣の定める基準に基づき特例特定障害者特別給付費を支給する。</p> <p>(1) 特定障害者が、支給申請をした日から当該支給決定の効力が生じた日の前日までの間に、緊急その他やむを得ない理由により指定障害福祉サービスを受けたとき。</p> <p>(2) 特定障害者が、基準該当福祉サービスを受けたとき。</p>
	設定等年月日	平成18年4月1日設定 年 月 日最終改正
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	<p>20日</p> <p>特例介護給付費・特例訓練等給付費の支給申請と合わせて申請を受け、支給を行うことが適当である。従って、特例介護給付費等の標準処理期間と同じ20日とする。</p>
	設定等年月日	平成18年4月1日設定 年 月 日最終改正
備 考		